

第 1 回教育委員会定例会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話 0 3 - 3 9 8 1 - 1 1 4 1

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成 2 0 年 1 月 8 日 午後 2 時 0 0 分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三神 和子（委員長）、松木 正一（委員長職務代理者）、 月岡 透、中島 章皓、日高 芳一（教育長）
	その他	中央図書館長、教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、 学校運営課長、教育改革担当課長、統括指導主事、行政経営 課長
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	公開 傍聴人数 0 人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	<ol style="list-style-type: none">1 . 協議事項 平成 2 0 年度組織改正について2 . 報告事項 包蔵地の遺跡名称について3 . 報告事項 幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部改 正について4 . 報告事項 幼稚園教育職員の人事考課に関する規程の制定に ついて5 . 報告事項 幼稚園教育管理職勤務評定規程の制定について6 . 報告事項 平成 1 9 年度校長・教育管理職・主幹級職選考の 結果について7 . 報告事項 平成 1 9 年度豊島区教育委員会「名人先生」の決 定について	

審議経過

委員長)

第1回教育委員会定例会を始めます。本日の署名は中島委員と月岡委員にお願いいたします。

(1) 協議事項第1号 平成20年度組織改正について

<行政経営課長 資料説明>

委員長)

まず、ご質問があればお願いします。

委員)

図書館を区長部局に移すことによって、文化行政との連携を深めるとの話ですが、今のままでは深められないということですか。

行政経営課長)

今のままでは深められないという明確な理由はございません。ただ、区長部局と行政委員会制度を地方自治法で以って運営してきた中では、区が現在担っております文化行政と一体的に配置した方がより連携が密になりやすいとの考えでございます。

委員)

図書館を、教育の分野ではなく、文化・芸術の分野に位置づけるという発想でしょうか。

行政経営課長)

文化・芸術の分野に重点を置く中での図書館の位置づけである、とはまだ明確に申し上げられないと思っております。文化の概念が大変広いので、いわゆる市民文化と言われるような広い意味での人々の活動の中で、施設と人がうまく融合するようにとの観点から、諸々の施設を区長部局でなるべく一体的に扱いたいという考えでございます。

委員)

その辺りがよく理解しにくいところです。図書館を、生涯学習分野における知的財産として、教育部局の中に置いておくことの方が大事なのではないかと思えます。

教育総務部長)

補助執行によって図書館が区長部局に移ったとしても、図書館を規定している社会教育法・図書館法の中では、教育部局の位置づけが残っておりますので、区長部局と教育委員会どちらにおいても、図書館本来の役割は変わりありません。区長部局へ移行するメリットとして一番分かりやすい例で申し上げますと、あうるすぽっとと中央図書館が現在、同じ建物内にありますので、より連携を深められるという点があります。

行政経営課長)

地域図書館につきましても、現在、旧平和小学校跡地に建設予定の複合施設へ千早図書館を移転する計画が検討されております。その際、地域文化創造館等との運営をどうするのが今後の中心的な議論になってまいりますけれども、人員を一体的に融通しながら運営できる施設が構築されれば、双方の機能を維持しながら、利用者の拡大やサービスの向

上につながるものと見込まれておりますので、そういう点も区長部局で運営するメリットではないかと考えております。

委員)

図書館とあうるすぽっとの事業は、全く異質なものだと思いますが。

中央図書館長)

あうるすぽっとと中央図書館とは色々な事業を一体的に行ったり、定期的に会議等設けたりと連携を図っております。両施設とも、区が力を入れている文化政策を進める中で新設した看板施設でありますので、相乗効果を発揮していければと考えております。

委員長)

確かに文字でできたものは文化の一部ですけれども、今教育界では、文字を読むことから想像力や集中力を養うことが出来ない子ども達が出て、日本の将来をどう築いていくのかが問われています。連携と言って、まずビジュアルなもの、人の媒介が入ったものを第一に考えて、その影響を受けたものから図書館の文字文化に行き着くという考え方は、間違っていると思います。その点をよくお考えになって決めていらっしゃるのかをお伺いしたい。

行政経営課長)

連携というのは、人の営みの中で一番求められているものですので、それを表現したものでございますけれども、色々な連携の中で生まれてくるものを良循環にしようと考えておりますので、委員長がおっしゃるようなこととは、またレベルが違うのではないかと考えております。文字の文化をないがしろにするということでは一切なく、人の営み・活動がより活発になることでの良循環を目指すものです。教育委員会に制度環境を留保する形での補助執行でございますので、引き続き、教育委員会では子どもの育成や文字文化へ力点を置かれることを継続していくものと思っておりますし、ある一面だけを特化したり、メリットに考えているというわけではございません。

委員長)

フィンランドでは、学校教育の中での図書館の位置づけが重要視されているのですが、そのことはどう思われますか。

中央図書館長)

子供の読書活動推進計画をたて、小・中学校との連携を図っていますが、教育委員会にある現時点でも実行性の伴った取り組みができていないのが実状です。図書館の体制ができていなかったという反省もありますので、区長部局へ移ろうとも、担当の職員を手厚くするなど組織を強化し、これまでとは違った重点的な取り組みを図っていきたいと思います。

委員)

区長部局に移せば効果があがるというような説明には疑問を感じます。学習・スポーツ課が補助執行で移管されましたが、それ以降、教育委員会には生涯スポーツに関することは何もあがってきません。図書館が区長部局に移行すれば、同様に何の情報もあがってこ

なくなると思います。学校図書館との連携を活発化する上で、それで良いのでしょうか。
委員)

根源的な権限は教育委員会に留保されるとのことですが、具体的な権限の内容をご説明
いただきたい。

行政経営課長)

まず、教育財産の基本的な管理権限は教育委員会に残ります。それから制度環境の留保
と申し上げましたが、図書館の設置に関する条例・規則、図書館行政を運営する基本的な
条項については教育委員会で決めたものに従って運営されます。日常の細かい事務につい
ては、区長部局の人員が責任を持って執り行うということになります。

先ほどからご懸念もいただいておりますが、大きな問題が起きれば、地方自治法上、教
育委員会と長の間で協議を行うということになっております。また、大きな問題でなく
ても、区長部局で運営した結果については、年次報告等で事業状況を報告するように協議で
定めておけばよろしいのではないかと考えます。

委員)

前提として、このような計画があるから、一回で結論を出してほしいと唐突に言われて
も、我々には色々な知識がないわけですから、時間をかけて議論しないと了承するのはな
かなか難しいと思います。

それから、学習・スポーツ課が移管された際に図書館の位置づけについてどういう議論
がされたのかを説明していただきたい。

また区長部局に移った際の学校図書館との関係について、連携の強化を具体的に教えて
ほしい、でなければ移管後に本当にうまくいくのかと疑問に思います。

4番目に、教育委員会には権限が留保されるのお話ですが、先ほどのご説明ですと、
問題の責任だけ教育委員会にあるように聞こえます。問題が生じた時にだけ相談されても
内容がわからないままでは、応える術がありません。

もう一つは、重要な問題として、地域図書館の事業について、今後どうしていくのでし
ょうか。連携を密にするという抽象的な言葉では全然何もわかりません。

本気になって取り組むのであれば、事前に具体的な事業を出して、説得力のある内容を
示さなければ、分かりましたという結論には、なかなか至らないのではないのでしょうか。

行政経営課長)

まず総合的文化行政の再編に向けた組織改正の経緯からご説明いたしますと、平成16
年2月の議会で、生涯学習部門全てを区長部局に移すことについて、区長は積極的に検討
したいという答弁をいたしました。更に平成16年の第2回定例会でも重ねて質問がござ
いまして、直ちに検討に入るとの答弁を行いました。それを受けまして、区長部局と教育
委員会から総勢13名の委員を集めて検討し、まずスポーツを中心に補助執行するという
結果をまとめました。その際に、図書館の移管も議論になりましたが、東京都、特に都立
図書館との関係において、教育委員会の職員が全くいないような図書館とは相互貸借をす
る気持ちはないという意見を都から内々に伺いましたので、様子を見るということで図書

館業務を教育委員会に留めた経緯がございます。しかしその後、図書館につきましても補助執行する例が出てまいりまして、特に千代田区では、地域の産業である古書販売業との連携を深めた運営がなされているとのこと。豊島区でも、色々な方に図書館を利用いただいて図書館の目的達成を高めていくというのは重要な視点だと思いますし、図書館の新しい部門への展開を考えていく中では、他の資源との連携を視野に入れれば、区長部局へ移行するメリットはあると考えております。

委員)

体育館やプール等のスポーツ部門が区長部局に移り、指定管理者制度が導入されました。委託業者に任せて儉約する意図があるのでしょうか、利用が不便になったとの声も聞きますし、区民が喜ぶような施設ではなくなっているように感じます。中央図書館の維持運営費もかなりかかっているようですが、図書館も指定管理者が運営する可能性はあるのでしょうか。

中央図書館長)

図書館は一切利用料をいただいていないため、指定管理者制度の導入は考えられません。

それから先ほどの、小・中学校との連携についてのご質問ですが、これまでの取り組みは年2回、関係部署の職員が集まって報告会を行う程度でした。議会でものご質問等もいただいていますので、専任の職員を配置するなどして取り組みを強化しようと考えており、区長部局に移管しても、その方針は変わりません。当然のことながら、小・中学校との連携につきましてもの説明や報告は今後も行ってまいります。

委員)

千代田区の例を出されましたが、他の自治体での事例を紹介してほしいと思います。

今までは地域図書館の数も多かったけれど、蔵書の予算が削減され、数はあるけど中身がないという実体もあります。また、一方では中央図書館の評判が良く利用者数も多いと聞きます。地域図書館も含めて今後の図書館行政をどうしていくのか、参与顧問も入ったことすし、この機会に全体像を見せてほしいと思います。

委員長)

連携を表に出していらっしゃいますが、確かに映画やお芝居がかかればその本は売れますが、それで本当に良いのか、文化の知とは何かを本気で考えていただかないと、豊島区のレベルが問われるのではないのでしょうか、ビジョンがほしいと思います。

行政経営課長)

知の部分につきましても、もう一工夫の説明が必要かと感じております。ただ実践的な知識が今は求められているように思いますので、その点についてもご理解を賜りたいと思います。

教育総務部長)

本日、色々なご意見をいただき、具体的な連携の内容や移管のメリット等、様々な課題もでございます。協議を継続させていただいて、区長部局と調整しながら、再度ご説明したいと思います。

委員長)

では、この案件は引き続き審議ということで、今日のところは以上といたします。

(委員全員 次回審議です承)

(2) 報告事項第1号 包蔵地の遺跡名称について

<教育総務課長 資料説明>

委員)

文化財保護審議会では、専門家から意見は出されたのですか。

教育指導課長)

昨年12月に開催いたしました文化財保護審議会の場でご意見をお諮りいたしましたが、名称については委員から具体的なお助言はございませんでした。基本的な方針に基づいて変更するのであれば、よろしいのではないかとのご意見でした。

委員)

変更理由がよくわからないのですが。

教育総務課長)

長崎神社の建てられた時代が中世とされており、近辺に遺物が集中していたため長崎神社周辺遺跡という名称を採用いたしました。しかしその後、中世以前の縄文や古墳時代後期の遺物もたくさん出てきたため、長崎一丁目周辺遺跡と名称を変更するものです。

委員長)

以上でよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(3) 報告事項第2号 幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部改正について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等お願いします。

委員)

一般職員も同様ですか。4月に遡って支給されるのですか。

教育総務課長)

同様です。1月の給与に反映されます。

委員長)

以上でよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(4) 報告事項第3号 幼稚園教育職員の人事考課に関する規程の制定について

(5) 報告事項第4号 幼稚園教育管理職勤務評定規程の制定について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問ありますでしょうか。

委員)

区ですでに同様の勤務評定を行っているそうですから問題はないと思いますが、評定記録は非公開とするとありますが、本人から申請があった場合にはどうなりますか。

教育指導課長)

第3号の第14条で、本人に対しては開示ができるとされております。

委員)

今まで開示要求はありましたか。

教育総務部長)

区職員についても昨年度試行し、今年度から本格実施になりました。昇給がない、もしくは4分の3になる2段階までの者には1次評価を開示し、希望者についても評価を開示するということになっております。また、表示された結果について異議がある場合は、苦情申し立て制度を設けまして審査を行うことになっております。幼稚園教員も同様の規定を設ける考えです。

委員)

では下から1・2番目の評価の者は、原則本人開示となるわけですね。誰が開示するのですか。

教育指導課長)

幼稚園の場合は、園長です。

委員)

評定開示の仕方を研修等でしっかり教えたほうがいいと思います。

教育指導課長)

区でも手引きが示されて研修会が行われました。毎年1回、校長・副校長は評価者訓練を受けて、適切な評価ができるように指導を行っています。開示そのものの研修は現在ないのですが、趣旨の説明はきちんとしていきたいと思います。

委員長)

以上でよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(6) 平成19年度校長・教育管理職・主幹級選考の結果について

<教育指導課長 資料説明>

委員)ご質問等ありますか。よろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(7) 報告事項第6号 平成19年度豊島区教育委員会「名人先生」の決定について

<教育指導課長 資料説明>

委員)

大変良い制度です。公開授業を行うということですが、観に来る教員が少ないので、特に若い先生やその教科が弱い先生には校長が声をかけるなどして、参考にしていただきたいと思います。

教育指導課長)

先生方の他にも、連携している大学の教職を目指す学生も観に来る予定です。広く声をかけるなど工夫してまいります。

委員長)

以上でよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(午後4時15分 閉会)